

クリエイティブミニマルファブ (CMF) 2024年度単価表

2025年3月14日

| ミニマル装置 | | 成果公開 | | 成果非公開 | | 単位時間 (= 1 工程) |
|--------------------|--------------------------------------|--------|--------|---------|---------|------------------|
| | | 機器利用 | 技術代行 | 機器利用 | 技術代行 | |
| CMF-001~061 ※※ | 1 工程当たり基本単価 (税抜) | 4,000 | 8,000 | 10,000 | 20,000 | 標準 1 時間以内 |
| | (内訳) 共用施設等使用料 (施設利用費、 装置調整費、光熱水料) | 4,000 | 4,000 | 10,000 | 10,000 | |
| | 技術代行料 (オペレーション費) | 0 | 4,000 | 0 | 10,000 | |
| ミニマル装置利用 の技術指導費 | 1 案件ごとの固定技術指導費 (税抜) | 10,000 | 30,000 | 100,000 | 300,000 | |
| | 上記案件、1 工程当りの技術指導費 (税抜) | 0 | 10,000 | 0 | 50,000 | 1 時間 |

| 分析・評価装置 | | 成果公開 | | 成果非公開 | | 単位時間 (= 1 工程) |
|---------|-----------------|-------|--------|--------|--------|------------------|
| | | 機器利用 | 技術代行 | 機器利用 | 技術代行 | |
| | 1 工程当り基本単価 (税抜) | | | | | |
| CMF-101 | 電界放出型走査型電子顕微鏡 | 6,000 | 12,000 | 12,000 | 24,000 | 1 時間 |
| CMF-102 | 光学顕微鏡 | 2,000 | 4,000 | 4,000 | 8,000 | 1 時間 |
| CMF-103 | 触針式プロファイリングシステム | 4,000 | 8,000 | 10,000 | 20,000 | 1 時間 |
| CMF-104 | 電気特性分析用プローバ※ | 4,000 | 8,000 | 10,000 | 20,000 | 1 時間 |
| CMF-105 | 半導体パラメータ・アナライザ※ | | | | | |
| CMF-106 | LCRメータ※ | | | | | |

※CMF-104~106は電気特性測定として一体として使用するため、全体で一つとしてカウント

※※CMF-047「ミニマル装置 スパッタ(Cu)」の名称を利用実情に合わせて「ミニマル装置 スパッタ(Ti)」に変更しました。

注1) ミニマル装置は、シャトルの装置へのセットから取り外しまでの装置実行1回を1工程とします。分析・評価装置は単位時間の利用を1工程とします。

注2) ミニマル装置の利用では、どのようなものを作りたいか、どうしたらできるかという、そのプロセスについて1案件ごとに固定と相談時間(単位時間を1工程とした単価記載)に応じた技術指導費を頂きます。

注3) 手作業が必要になるプロセスは工程数2、深掘りエッチャ(CMP-042, 061)は利用時間に依らず工程数5、単位時間を越えたプロセスは単位時間ごと工程数1。

注4) この単価表に記載した金額の他に15%の「運営管理費」が加算されます。また、消費税等は含まれておりません。

注5) 来所して装置をご利用いただく場合は、利用者に係る人頭経費を徴収させていただきます。

注6) ベンチャー・中小企業の利用促進や大学等のアカデミック利用に該当し、成果公開とする場合には、課金金額の減額を行うことがあります。

詳細はCMF事務局(M-cmf-contact-ml@aist.go.jp)へお問い合わせください。

利用料等についての補足

◇追加料金

追加的に必要な作業等が発生した場合に徴収する以下に記載の料金（共用施設等利用約款（第6条第1項第5号））

- ア 改造費：共用施設等を改造するために必要な費用で、具体的な改造工事の内容により実費相当額を算定して積算した額
- イ 復元費：改造又は変造した共用施設等を原状復帰させるために必要な費用で、具体的な復元工事の内容により実費相当額を算定して積算した額
- ウ 他の共用施設等の利用に係る経費：共用施設利用約款第3条第2項の規定により利用契約が成立した共用施設等の利用目的の達成に資するために、当該共用施設等以外の共用施設等を用いる場合の共用施設等使用料並びに研究所の役職員等による操作、運転、技術指導及び技術代行等が追加的に必要な場合の費用の額
- エ 研究所以外の機関の施設等の利用に関する経費：共用施設利用約款第3条第2項の規定により利用契約が成立した共用施設等の利用目的の達成に資するために、研究所以外の第三者機関（民間企業を含む。以下同じ。）の施設等を用いる場合の施設利用料並びに当該第三者機関の役職員等による操作、運転、技術指導及び技術代行等が追加的に必要な場合の費用の額
- オ 上記エの場合における研究所の役職員等の従事に要する経費：上記エの場合における研究所の役職員等による操作、運転、観察、分析、解析、加工、試料作製等が追加的に必要な場合の費用の額
- カ その他実費：共用施設等の利用に際し、研究所において追加的な購入が必要となる器具、材料、薬品その他の消耗品及び第三者機関へ外注する評価、分析、技術代行その他の役務であって、あらかじめ研究所と利用者が費用負担について合意した費用の額

◇運営管理費（第6条第1項第6号）：

利用料金（共用施設等使用料、運転費、技術指導費、技術代行費、追加料金の合計）額に15パーセントを乗じた額